第4回御嵩町農業委員会会議録						
1、招集年月日	令和5年11月2日					
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室					
3、開会	午前9時30分					
4、会議に付された件名						
	第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見					
議第13号 農用地和	第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について 利用集積計画の決定について 第3条の3第1項の規定による届出について					
	事務局長 渡辺一直					
5、事務局	事務局次長					
 6、会議録署名者	8 番 齊藤 貞子 委員 9 番 伊佐次 純子 委員					
	10 番 加納 恒明 委員					
議長	ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4名で定足数に達していますので、これより第 4 回御嵩町農業委員 会を開会します。本日、加納 恒明 委員から欠席の届が出ておりますので、報告致します。 会議録署名者に、8 番 齊藤 貞子 委員、9 番 伊佐次 純子 委員を指名します。 それでは議第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。					
事務局	2ページをご覧ください。議第11号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請について。別表のとおり農地法第5条第1項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3ページをご覧ください。(朗読) 別添資料は1ページから12ページまでをご覧ください。以上です。					
議長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について、6番 山本 恵美雄 委員 説明願います。					
6番 山本委員	6番山本です。1号事案の説明をします。資料の5-1をご覧く ださい。事務局から朗読のありました事項については省略します。					

転用の目的は、駐車場です。

権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細は、譲受人は平成4年に会社を設立し、機械製造業を営んできました。現在駐車場不足により用地を新たに探しておりましたが、土地選定に難航しており、そんな折に譲渡人より当申請地を譲っていただける旨のお話をいただき、転用申請に至った次第でございます。

転用によって生じる付近の土地の概要については、東側は畑、北側は宅地、西側は水路、南側は宅地となっております。申請地からの土地及び水路への土砂の流出がないように土留工をして流出防止に努めます。工事施工によって、周辺農地に被害が及ばないように注意して行い、被害が発生した場合は申請者の責任において補償を致します。

資金調達の計画につきましては、全額自己資金。

書類の確認についてですが、理由書、委任状、口座番号照合表、 会社の定款、隣地承諾書を確認しました。

現地確認につきましては、10月16日に事前確認、10月27日に 現地確認をしております。

以上のことから、1号事案の申請に問題はないと思います。みなさんの審議をお願いします。

議長

委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

申請地の農地区分につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内の農地であるため、第1種農地に位置付けられます。以上です。

議長

採決に入ります。 1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。

挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。

続いて、2号事案について、2番 田中 幹三郎 委員 説明願います。

2番 田中委員

2番田中です。2号事案の説明をします。事務局より朗読のありました事項については省略します。

申請地の場所は、国道21号線大庭交差点より北東へ約50メートルの所です。

転用の目的は、営農型太陽光発電施設(一時転用)です。

権利を設定いし又は移転しようとする理由の詳細は次のとおりです。

使用借人は令和2年11月30日付岐阜県指令可農林第95号の8

をもって許可を受け、本申請地を借り受けて営農型太陽光発電施設 を設置しておりますが、この度3年間の一時転用期間が満了しま す。今後とも事業を継続したいので、使用貸人と使用借人双方合意 の上、再度転用の許可を申請するというものです。

申請地付近の状況について説明します。

申請地の北側は宅地、東側及び西側は水路、南側は宅地及び田です。本申請地は全面に防草シートが敷いてあるため、周辺土地への土砂の流出はありません。雨水は地下自然浸透にて処理します。事業運営にあたっては近隣に迷惑とならぬよう十分留意し、被害なきよう注意します。万が一被害があった場合には当方にて責任を持って対処するとのことです。

現地確認を10月27日に行いました。周辺の状況や申請地の管理 状況、作物であるサカキの生育状況等を見てきました。特に問題の ある点はなく、おおむね適切に管理されていると思いました。

申請書類について説明します。書類が多いですが、すべて報告します。

申請書に加えて、行政書士委任状、申請地の土地の全部事項証明書2筆分、土地の公図、位置図、住宅地図の写し、太陽光パネルの配置図、側面図、パネル支柱用杭の寸法図、送電用電柱の施工図、太陽光パネルの仕様書、県知事宛誓約書、銀行通帳の写し、中部日本警備保障株式会社さんの履歴事項全部証明書、農地復元に関する誓約書、今後3年間の業務工程表、南側の田の所有者さんから隣地同意をいただけなかった理由書、水利組合の同意書、代替地検討資料、代替地検討地の地図、営農計画書、作物の成長及び反収の見込み表、太陽光発電施設撤去の際の費用負担の合意書、事業実施にあたって周辺農地等へ影響が及ばないようにするとの誓約書、耕作者の太陽光発電施設への同意書、許可が下りなかった場合の施設撤去及び農地復元の誓約書、撤去する場合の工事見積書について確認しました。

隣地同意については、隣地の方から境界にコンクリートブロックの設置を求められ、それと引き換えに同意するとのことで、境界は明確でありなんらメリットがないためお断りしたところ、交渉決裂となったそうです。

以上のことから本申請内容に問題はないと思います。皆様のご審 議をお願いします。

議長

質疑の前に暫時休憩と取ります。

~休憩~

議長

それでは休憩を解きまして、再開します。 質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

### 事務局次長

申請地の農地区分につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内の農地であるため、第1種農地に位置付けられます。

第1種農地に位置付けられている農地については原則農転不可ですが、今回は例外規定の中の「一時転用」に該当するため、許可の見込みがあります。以上です。

# 議長

採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願い ます。

挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。

次に3号事案について、13番中川 洋二 委員 説明願います。

# 13番 中川委員

13番中川です。 3 号事案について説明します。資料 5-3 をご覧ください。

申請地は道の駅可児ッテ北側交差点より北に 500mのところです。現況は田、譲渡人は2名です。

申請理由については、ドックラン施設です。地目は雑種地に変更します。

譲渡人は申請地付近においてドックラン施設の候補地を探していた。 譲渡人は高齢で当該地域の維持管理が困難となっており売却を 検討していたものとなります。

ドックランの施設の内容は、東側に駐車場、西側にイベント及びドックランスペースです。管理棟、水道設備、トイレ等の設置は無しと現地確認の際はなっておりましたが、水道設備有、トイレは簡易トイレの設置へ変更になっております。

資金調達については全額自己資金。利用期間は永年です。

申請地の立地につきましては、西側・南側は町道、東側は用水路、北側は農地、中間部分は送電施設、西側は用悪水路となります

雨水については自然浸透で処理し、汚水は発生しません。万が一周辺に被害を及ぼした場合は自己責任で解決するとのことです。10月24日に現地確認を行いました。

申請書類については土地利用計画図、誓約書、委任状、資金証明、代替地検討資料を確認しました。計画図は変更点ありのためご確認ください。隣地承諾については、耕作者の記名捺印がないため再提出待ちです。

第3号事案について、計画・書類等の不備があることを報告の上で、皆様のご審議をよろしくお願いします。

# 議長

委員からの説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありま すか。

### 9番 伊佐次委員

今回水道を引かないという話で申請がでていますが、配置図を再

確認すると申請地の東側部分については水道と接続してあるが、天 然芝の方の水道の設置はありますか。

事務局次長

今の時点では、そこはわからないというのが結論になります。なので、そこがもし芝生の管理についてということであればそういったご意見を言っていただければと思います。

議長

特に現地確認に行っていただいた方はよくご存じだと思いますが、芝生の管理をするなら水はどうしても必要であろうという思いもあって、最初はトイレも水道もなかったですが、今日の資料には一応仮設トイレと水道が引いてありますが、この件について一度事務局から説明をお願いします。

事務局次長

事務局から補足させていただきます。いまご指摘があったように 上水道については、設置はしますがこれがどこでどう使われるか、 手洗い場として使われるか、散水用に使われるかが現時点ではわか らないという状態です。仮設トイレの設置となっておりますが、原 則農転の場合は仮設ではなくここは浄化槽設置のエリアですので、 仮設ではないトイレにしなければならないので、この書類をいま見 る限りでは図面について不備と指摘ができるかと思います。

あと、事前の確認のなかでも中川委員から指摘がありまして、東側に用悪水路が走っていますけれども、今回の造成地は道路面まで盛土をする関係で用悪水路との間に溝ができてしまってそこに水が溜まってしまう計画になっておりまして、そこが今自然浸透での処理の仕方になっています。そうなると水が処理し切れず溜まってしますと病害虫の発生などで周りへの影響が考えられますが、そこがいま対策されていないということです。

さらに当該業者がこの申請地の北側に令和3年に農地転用をした場所がございます。令和3年に資材置場として農地転用が出ておりまして、これが許可されております。すでに現場は資材置場になっていますが、この資材置場を造成するにあたって町の建設課の方からここを造成するにあたって町道を触る必要があるので、道路の自費工事申請を出してくださいという指示が出ているのにも関わらず、まだそれが出ていないという状況でございます。

ですので、今回の農地転用と別の場所ではありますが、同じ業者が付近で出している農地転用について必要な手続きがまだできていないというような状況ですので、そういったことを踏まえますと今回の申請が果たしてちゃんと適正に行われるのか疑問があるという状態でございます。補足は以上です。

議長

はい。令和3年に上の申請を行った際に必要な申請を出していないということで、今回の申請の来た際に出していないことは伝えましたか。

事務局次長

はい。その話については行政書士の方にはしてあります。

議長

現地確認の時には書類を出していないことについては特に話が出なかったですか。

事務局次長

現地確認では出ていないですが、事務局との調整の中では出ております。

議長

事務局として3号事案は保留にしたほうがいいと考えていますでしょうか。

事務局次長

そのあたりについては、委員さんの方でご審議いただけると。

議長

はい。わかりました。

皆様の質疑に入ります。質疑ありますか。

13番 中川委員

先ほどの説明に付け加えさせていただきますが、わたしも事前に 過去の農転の件について、事務局から資料を拝見させていただい て、簡単にまとめました。

令和2年12月2日の農業委員会総会において、申請地を分筆して南側に資材置場、北側にアパートの建設ということで議案に上がっていました。このアパートがボウリング調査をした結果下に亜炭鉱の穴があることがわかったため、計画が中止となったという経緯があります。その最初の申請の時は東側、西側、南側についてはブロック積みをすることになっています。これはアパートの建設が中止になったため、なくなったものと思われます。

このあと、さきほど言われた令和3年2月5日の総会において、 北側のアパートが中止になり、全筆の資材置場の申請が出ております。この際、周囲は建築用ブロック積で土留めをし、用水に雨水は 入りません。となっているのですが、これも全く施工されておりません。現状そのまま大きな岩が用水の付近に転がっている状況で、 雑草の管理もされておらず用水の確認ができないです。

この点についても、事前の確認の際に行政書士さんへ確認したのですが、これは別件で別で考えてください。というように言われてしまいました。

議長

この点についても事務局の方からなにかありますか。

事務局次長

実はその点については、県のほうにもこういった指摘ができるかの確認はさせていただきました。正直それだけを理由に拒否し続けることは難しいと。ただ、指摘事項として伝えることができるというような見解はいただいております。

今回別の書類等でも不備がございますので、それと合わせてまず 伝えるということをさせていただこうかなと思います。

## 7番 山本委員

確認ですが、今回の前の前の時の申請で書類がまだ出ていないことについて、今後ペナルティというかずっと出てこなければ出てこなくて済んでしまうものなのかそれについてどういった取扱いになっていますか。

# 事務局次長

さきほど言った自費工事申請については、本来は建設課から出してくださいという書類になるのでそことのやり取りが本来です。そこにペナルティがあるかどうかについては、建設課とのやり取りになるのでわからないのですが、うちが言えるのは申請の誓約書の中で申請にあたって関係法令を適切に守ります。というのを農地転用の際に出していただいております。そこにひっかけて指導ができるということだけで、罰則やペナルティについて用意はない。

## 事務局長

あのいわゆる指導と言いましたけども行政指導の一環になります。ただ、現地で問題が起こっているというのが、申請地目の前の 町道の破損が著しい部分があって、それについては法令に従って復 旧命令というのが罰則として出せるのですが、そこの業者について はその破損についてはうちのせいではないと、他の車についても通 っているということで拒否をし続けているのが現状になります。

ただ、委員が言われるとおりの罰則はないんですけれどもいま言われたとおり手続きをこれから進めるうえでの行政指導をして、なんらかの返答をしっかりいただきたい。

#### 7番 山本委員

道路の補償についてはわからない部分があると思いますが、最低限の必要な書類についてはやるべき部分はしっかりやってもらったあとにこの件について再度審議しますというようにまず一個一個潰していただきたい。

# 事務局長

農業委員会の基準について、2つあります。立地基準と一般基準というものがあります。立地基準についてはなにかというと係長から毎回説明をしておりますが、駅から何メートルだとかの何種農地かどうかというのが立地基準。一般基準が何かというと隣の農地に迷惑をかけていないかとか農業用施設とかそういうところに問題がないかどうかとか言われたとおり道路に支障がないかとか。今回追加で確認したいのが、事業の実現性です。ここの部分について指摘をしていきたいと思います。

そのなかで前回の申請でやれていないことについて、今回指摘があった場合本当にやってくれるのか疑問に残るのでこの件について、この北側の令和3年にやった申請についても同じ指摘として意見を求めたいというように事務局としては考えています。

#### 議長

事業の実現性として芝生の水とかトイレについて確認事項がありますので、保留といった形でよろしいでしょうかね。

3号事案については、保留とさせていただきます。

次に議第12号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。

### 事務局

4ページをご覧ください。議第12号 農地法第3条第1項の規定 による権利移動を伴う申請に対する許可について。

別表のとおり農地法第3条第1項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。5ページをご覧ください。

## (朗読)

別添資料は13ページから20ページまでをご覧ください。以上です。

# 議長

事務局からの朗読が終わりましたので、これより審議に入ります。1号事案について、14番 奥村 俊雄 委員 説明願います。

# 14番 奥村委員

14番奥村です。1号事案の説明をします。事務局から説明があったことについては、省略します。

資料の3-1をご覧ください。申請地の場所は上之郷中学校の北隣です。

所有権移転及び引き渡しの時期は、令和5年12月1日です。契約期間は永年です。権利取得後の水稲作付け面積は、19,020 m²となります。

トラクタ、耕運機、コンバインを所有しています。申請地までの 距離は 4.3km です。

許可申請書、委任状、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳 付属地図、通作図、誓約書を確認しました。

移転によって生ずる付近の土地の概要については、10月23日に 事前説明、同日に推進委員と共に現地確認を行いました。

以上から1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの 審議をお願いします。

# 議長

続いて、日比野 勝伸 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などあれば説明願います。

## 日比野推進委員

推進委員の日比野です。10月23日に奥村委員と現地確認を行いました。特に問題はないと思います。以上です。

#### 議長

委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。

#### 2番 田中委員

土地のお値段というものはどうなっていますでしょうか。

14番 奥村委員

この土地に関しては、無償での譲渡となっております。

7番 山本委員

少し内容と外れるかもしれませんが、譲受人は病気をされていていまほとんど耕作はされていないと噂で聞いていますけども、今後大丈夫なんでしょうか。

14番 奥村委員

実際の作業としては甥がやられています。譲受人は確かに高齢ですしご病気もあるということでほとんど今作業はされていません。ただ、今後の方針等については譲受人が決めているとそういう状態です。

7番 山本委員

はい。ありがとうございます。

議長

他に質疑等ございませんか。

質疑がないようですので、事務局から補足説明がありますか。

事務局次長

特にありません。

議長

採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願い ます。

挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。

次に2号事案について、2番 田中 幹三郎 委員 説明願います。

2番 田中委員

2番田中です。2号事案について説明します。事務局より朗読の ありました事項については省略します。

本事案は先ほど審議して頂きました5条2号事案の関連の申請です。これは申請者が作物であるサカキを栽培している畑の上部、空中3メートルに架台を設けその上に発電事業者が太陽光パネルを設置し、発電事業を行うにあたり、サカキが太陽光パネルを超えて成長することがないよう、営農者はサカキを適正に管理し、発電事業者はサカキが太陽光パネルを超えて成長した場合に営農者に適切な管理を求めることができる権利の設定をしたいというものです。

10月27日現地確認の際に、担当推進委員にも確認をお願いし、了承を得ました。

以上のことから本申請内容に問題はないと思います。皆様のご審 議をお願いします。

議長

続いて、籠橋 良平 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点があれば説明願います。

籠橋推進委員

現地を担当委員と確認しましたが、特に問題ないと思います。

### 議長

質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

## 事務局次長

特にありません。

議長

採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願い ます。

挙手全員であります。よって、2号事案は可決しました。

次に3号事案について、13番中川 洋二委員 説明願います。

## 13 番 中川委員

13番中川です。3号事案について説明します。資料3-3をご覧ください。

申請地は道の駅可児ッテ北側交差点より北に 500mほどのところです。現況は畑です。

譲渡人は高齢で当該地域の維持管理が困難となっており売却を検 討していたものとなります。

譲受人は義理の兄が管理できないということで引き受けることに なったとのこと。

譲受人の農地の所有・利用状況無し、農業経験なしです。

栽培については知人に教えてもらいながら耕作を行うとのことで す。

農機具の保有状況は草刈り機1台、バックホー1台(リース)です。

譲受人は今回取得する農地に下記を定植し栽培します。

世帯員の状況、位置図、営農計画、誓約書、委任状を確認しました。

10月25日に行政書士立ち合いで現地確認、27日に担当推進委員と現地確認をしました。

いろいろと難点はありますが、現状が耕作放棄地となっており譲受人は畑地への回復する意向を示している、譲渡人は現状耕作の意向はない、ということから第3号事案について問題はないと思います。皆さんの審議をよろしくお願い致します。

#### 議長

続いて、籠橋 良平 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点があれば説明願います。

# 籠橋 推進委員

中川委員と現地確認を行いましたが、特に問題ないと思います。以上です。

# 議長

質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

### 事務局次長

特にありません。

#### 議長

採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。

挙手全員であります。よって、3号事案は可決しました。

次に議第13号農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。

# 事務局

6ページをご覧ください。議第13号 農用地利用集積計画の決定 について。

農用地利用集積計画について別表のとおり決定するものとする。 7ページ及び8ページをご覧ください。

(朗読)

別添資料は21ページから33ページまでをご覧ください。以上です。

### 議長

事務局からの朗読が終わりましたので、これより審議に入ります。 1 号事案から 11 号事案について、日比野 勝伸 推進委員 説明願います。

#### 日比野推進委員

推進委員の日比野です。担当委員と現場確認をしましたが、どれも適正に管理されており特段問題はありませんでした。以上です。

## 議長

質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

## 事務局次長

特にありません。

#### 議長

採決に入ります。 1 号事案から 11 号事案について、適当と認める方は挙手願います。

挙手全員であります。よって、1号事案から11号事案は可決しました。

次に12号事案について、田中 宣行 推進委員 説明願います。

## 田中推進委員

御嵩地区の田中です。現地確認を10月21日に山本委員と行いました。

申請地は現在野菜等が栽培されており、適切に管理させていることから、なんら問題はないと思われます。皆様の審議をよろしくお願い致します。

# 議長

質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

特にありません。

議長

採決に入ります。12 号事案について、適当と認める方は挙手願います。

挙手全員であります。よって、12号事案は可決しました。

次の13号事案は、2番 田中 幹三郎 委員に関係しますので、 2番 田中 幹三郎委員は農業委員会等に関する法律第31条議事参 与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。

(2番 田中 幹三郎 委員) 退 席

議長

13 号事案について、籠橋 良平 推進委員 説明願います。

籠橋推進委員

現地を確認しましたが、特に問題ありませんでした。以上です。

議長

質疑に入ります。質疑ありますか。

質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。

事務局次長

特にありません。

議長

採決に入ります。13 号事案について、適当と認める方は挙手願います。

挙手全員であります。よって、13 号事案は可決しました。 審議終了しましたので、2番 田中 幹三郎 委員の着席を認めます。

(2番 田中 幹三郎 委員)着 席

議長

次に報第5号 農地法第3条第1項の規定による届出について 、事務局より報告願います。

事務局

9ページをご覧ください。報第5号 農地法第3条の3第1項の 規定による届出について。

別表のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出について、委員会に報告するものとする。10ページをご覧ください。

(朗読)

以上です。

議長

事務局から補足説明がありますか。

事務局次長

特にありません。

事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって
報告とさせていただきます。
これをもって本日の議題は終了いたしました。ありがとうござい
ました。

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを 証するために署名する。

令和 年 月 日

議長	 	 	 
8番			
9番	 		